

道の駅甲斐大和施設

指定管理者管理業務仕様書

令和2年7月

甲州市 観光商工課

目次

(道の駅甲斐大和施設)

1	施設概要	1
2	管理運営に関する基本的な考え方	1
3	施設管理業務委託について	2
4	関係法令等の遵守	2
5	指定管理者が行う管理業務	2
6	市及び指定管理者が危険を負担する範囲	4
7	業務内容の変更	4
8	事故・災害時の対応	5
9	情報の取扱いに関する事項	5
10	組織・運営体制	5
11	指定管理料等	5
12	金銭管理、経理事務	6
13	業務の継続が困難になった場合における措置	6
14	準備業務について	7
15	業務引き継ぎについて	7
16	その他	7
別表		
	「7 市及び指定管理者が危険を負担する範囲」関係	8

《資料》

資料1 施設見取り図（別添）

資料2 道の駅甲斐大和及び甲州市農産物加工体験施設設置及び管理条例・同条例施行規則

資料3 道の駅甲斐大和及び甲州市農産物加工体験施設の収支の状況（直近3年）

道の駅甲斐大和施設指定管理者業務仕様書

道の駅甲斐大和施設の指定管理業務は、これら施設設置及び管理条例（以下「条例」という。）、管理条例施行規則（以下「規則」という。）及び関係法令並びに募集要項の定めによるほか、この仕様書の定めによるものとする。

1 施設概要

道の駅甲斐大和施設

- (1) 施設の名称 道の駅甲斐大和
- (2) 所在地 甲州市大和町初鹿野2248番地
- (3) 敷地面積 7,325 m²
- (4) 施設構成
 - ア 直売所、案内所
 - イ 食堂（鉄骨平屋建） 940 m²
 - ウ 公衆便所（鉄骨平屋造） 100 m²
 - エ 駐車場（アスファルト舗装） 1,940 m²
 - オ 農産物加工体験施設 170 m²

(5) 利用時間

原則として使用時間は、次のとおり（現行営業時間）とする。ただし、申請時に利便性の高いサービスの向上を図る観点からの利用時間を変更することができる。

直売所、案内所	9：00～20：00（夏季）7月下旬～11月上旬
	9：00～18：00（冬季）上記以外
軽食	10：00～19：30（夏季）7月下旬～11月上旬
	10：00～17：30（冬季）上記以外
食堂	11：00～18：00（夏季）7月下旬～11月上旬
	11：00～19：00（冬季）上記以外
農産物加工体験施設	10：00～15：00

(6) 休業日

- ① 毎週水曜日（この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その翌日）
- ② 12月27日から翌年の1月3日までの日
- ③ 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、施設を閉鎖し、利用期間を変更し、又は休業日を変更し、若しくは別に定めることができる。
- ④ 市長が道の駅甲斐大和施設の管理上必要があると認める日。この場合において、市長は、事前に管理者に通知するものとする。

(7) 設置目的

地域産業の振興と市民の福祉の向上を図るとともに、広く一般の休憩のための施設として、道の駅を設置する。

2 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 指定管理者は、条例及び規則並びに関係法令を遵守し、道の駅甲斐大和施設の設置目的に沿った管理を行うこととし、特に次の事項に配慮すること。
 - ア 施設設置の趣旨に則した事業の実施、施設の管理・運営を行い、市民の健康と福祉の増進を図るとともに、観光資源としての利用と農業振興に資するため最大限努力すること。
 - イ 市民の利用に際しては、施設の設置目的に合った利用の促進とともに、公平・公正な運営を行うこと。
 - ウ 常に利用者の意見や要望を反映させ、利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
 - エ 予算の執行にあたって、事業計画書等に基づき適正かつ効率的運営を行うこと。

- オ 環境負荷の低減に配慮した物品等の調達や廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進、CO₂の削減等環境に配慮した運営をおこなうこと。
- カ 個人情報の保護を徹底すること。
- キ 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。
- ク 災害発生時には災害ボランティアセンター、一次避難所等としての役割を果たすため、その運営には積極的に支援、協力すること。
- ケ 甲州市役所及び甲州市観光協会、地域等の関係団体と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。
- コ 常に善良な管理者の注意をもって管理に努めること。

(2) その他の特徴

- ア 甲州市大和町地域が有する豊かな自然と中山間の特性を生かし、観光と特産品販売を軸に地域の情報発信及び活性化活動と就業機会の創出を図るという設置目的に基づき、管理・運営を行うこと。
- イ 地元の産業の農林業の振興に寄与し、地域の特産物を優先して取り扱い、地域に活力をもたらすように努めること。
- ウ 甲州市の東の玄関口として、情報発信の場としての役割を果たし、サービスの向上に努めること。
- エ 地元住民の雇用を優先的に行うよう努めること。
- オ 公共施設（駐車場、公衆トイレ）としての機能と役割を十分保ち、広く利用を促進できるように努めること。

3 施設管理業務委託について

(1) 指定管理業務の再委託の禁止

- ア 設置条例に事業として規定されている主要な業務は、指定管理者が自ら行うことを原則とする。これらの業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に書面により市の承諾を得るものとする。
- イ 指定管理者は、清掃、機械警備、施設・機器の維持管理業務など建物等の維持管理に関する業務については、市と協議のうえ専門業者等に業務委託することができる。

(2) 併設の農産物加工体験施設との連携

- 指定管理者は、当該施設と併設されている施設と密接に連携し、管理業務を行うこと。

4 関係法令等の遵守

施設の管理運営にあたり、次の関係法令等を遵守すること。

- ・ 地方自治法、同法施行令、同法施行規則
- ・ 施設の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則
- ・ 甲州市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、同条例施行規則
- ・ 甲州市行政手續条例
- ・ 甲州市情報公開条例
- ・ 甲州市個人情報保護条例
- ・ 労働関係法令
- ・ 行政不服審査法、行政事件訴訟法
- ・ その他関連する法令

なお、関係法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

5 指定管理者が行う管理業務

(1) 経営管理業務

- ア 事業計画書の作成
- イ 事業報告書の作成
- ウ モニタリング及び自己評価

- エ 市及び関係機関等との連絡調整
- オ 指定期間終了等にあたっての引継業務
- カ その他

(2) 施設及び設備の維持管理業務

施設をよりよい状態に保つために以下の業務を行います。（「仕様書」参照。）

- ア 施設及び設備等の管理
- イ 設備の保守点検業務
- ウ 施設内の清掃業務
- エ 施設及び設備等の修繕
- オ 施設に必要な消耗品の購入
- カ パンフレットやホームページの作成等の広報・宣伝業務
- キ その他

(3) 施設利用にあたってのサービス、指導等に関すること。

- ア サービスに関すること
 - ① 施設利用の案内業務（電話対応含む）
 - ② 設置目的に沿わない利用者への退去命令
 - ③ 負傷者、急病人の対応
 - ④ 災害時における避難誘導等の対応
 - ⑤ 年少者、高齢者、障害者等への配慮
 - ⑥ その他敷地内施設における対応
- イ 指導等に関すること
 - ① 利用者への使用上の注意を説明すること
 - ② 付属設備、備品等について、利用者が円滑に利用できるよう必要な指導、助言等を行うこと
- ウ トラブル対応に関すること
 - ① 重要事項や指定管理者への要望や苦情、トラブル等は、迅速、適切に理し、速やかに市に報告すること
 - ② 盗難事故及び事件の防止措置をとること
- エ その他
施設及び利用者の安全を図ること

(4) その他日常業務

- ア 始業及び終了点検など、施設及び設備に係る日常の業務を行う
- イ 防犯上、終了時の施錠は施設建物全体を確認すること
- ウ 利用者に対し、ゴミ持ち帰りの周知徹底など、衛生環境の確保に努めること

(5) 施設の維持、管理及び修繕（大規模な修繕は除く）。

- ア 施設内の設備については、法令を遵守した点検、良好な維持管理及び故障時の修理を行うこと
- イ 保守管理や修繕に必要な知識や技術を有しない場合は、市と協議し、承認を得て、一部を専門業者に委託するなど、施設の機能と清潔の保持に努めること
- ウ 建物の不具合、雨漏り、壁のひびなどの、施設を管理する上で重大な不具合が発生したときは、速やかに市に報告すること
- エ 一件あたり30万円以上の経費がかかる修繕は市と協議を行った上、市で負担する。30万円未満の修繕は指定管理者が負担する

(6) 備品等の維持、管理及び修理（大規模な購入及び修理は除く）。

- ア 市は現に所有する備品については、指定管理者に無償で貸与する。なお、新たに必要な備品の整備については、一件あたり30万円未満の場合は、指定管理者の負担とする。
- イ 指定管理者が施設で必要と認める備品等を購入及び設置、使用する場合は、あらかじめ市と協議のうえ、購入等を行うものとする。その場合、指定管理者が所有する備品等については、市が所有する備品等と明確に区分できるようにするものとする。

(7) その他施設の管理に関すること

- ア 市の承認なしに、施設の設定及び備品を第三者に譲渡し、転貸し、又は貸借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定することはできない。
- イ 消耗機材等の購入、施設管理に係る経費の支払いなどすべての事務を行うこと。
- ウ 管理業務に関し、協定に基づく指定管理料以上の費用がかかった場合、市は費用の補填は行わない。

(8) 業務の報告

- ア 毎月（月ごと）提出する書類（翌月15日までに市に提出する事業報告書）
 - ① 日報の写し（日付、来館者数（団体数）、従事者、主催事業等、特記事項、連絡事項その他）
 - ② 月報の写し（開館日数、来館者数（団体数）、主催事業等、特記事項、連絡事項その他）
- イ 年度終了後60日以内に提出する指定管理業務に関する報告書
 - ① 年度事業報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 自己評価表
- エ その他
 - 市は必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとする。

6 市及び指定管理者が危険を負担する範囲

施設の管理において、通常有すべき安全性が欠けていたことが原因で利用者に損害が生じた場合、また、管理業務の執行に当たっての指定管理者の行為が原因で利用者に損害が生じた場合、国家賠償法第1条の規定により設置者である市が賠償責任を負う。ただし、危険負担の範囲は別表のとおりとし、指定管理者に落ち度がある場合、市は賠償額を指定管理者に請求する。

なお、管理業務に関する危険負担の軽減のため、指定管理者の負担で必要な保険に加入すること。

7 業務内容の変更

設置条例の規定の改正、施設の増設又は一部廃止、大幅な物価変動、災害の発生等、特別な事情があるときは、市と指定管理者が協議の上、協定書を改定するものとする。

8 事故・災害時の対応

甲州市地域防災計画に基づき、緊急時の対応、防災、防火対策等について、予め市と協議すること。

(1) 災害時の安全確保

自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態があった場合は、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、市をはじめ関係機関に通報すること。

- ア 火災、事故等の緊急時における利用者に対する避難誘導及び関係機関（警察署、消防署）への通報を行うこと。

- イ 停電時等における施設の復旧を遅滞なく行うこと。
- ウ その他利用者に対する対応に万全を期すること。
- (2) 予防対策
 - ア 危機管理体制を築くとともに、対応マニュアルを作成し災害時の対応について随時訓練を行うこと。
 - イ 防火管理者等を置くこと。
 - ウ 消防署から指摘があった場合は、ただちに改善すること。
- (3) 指定避難場所としての対応
 - 甲州市地域防災計画では、震災等の大規模災害の発生時において、当該施設を指定避難地及び避難所としている。従って指定管理者は、市防災担当課より避難場所としての運用の連絡がある際には、必要な場所、設備、備品等を提供するとともに、その運営を支援、協力すること。
 - なお、条例に規定する休館日及び開館時間以外の対応については、観光交流課及び防災担当課と協議するものとする。

9 情報の取扱いに関する事項

- (1) 情報の公開
 - ア 市民が利用する公共施設の管理であることを認識し、甲州市情報公開条例の趣旨に従い、その管理運営についての透明性を高めるよう努めること。
 - イ 個人情報の開示等、情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表等に関する事項については、協定に定めるところにより遵守すること。
- (2) 文書の管理
 - 指定管理者は、管理業務にあたって、作成し、又は取得した文書について、適正な管理・保存を行うこと。
- (3) 個人情報の保護
 - ア 業務上知り得た個人情報については、甲州市個人情報保護条例により適正な取扱いをすること。
 - イ 指定管理者でなくなった場合も同様とする。

10 組織・運営体制

管理運営業務を実施するため、次のように人員を配置し、運営に努めること。

- (1) 総括責任者と従事者（以下「従事者等」という。）の配置
 - 開館中は統括責任者の任務を負うものを常に配置すること。従事者の配置にあたっては、施設の設置目的の達成のために必要な人員構成、人数を確保すること。
- (2) 従事者等の責務
 - ア 統括責任者
 - 道の駅甲斐大和施設の設置目的を理解し指定管理業務を統括できる者で、甲州市及び関係団体、地域住民等との連携体制を確保する責務を担う。
 - イ 従事者
 - 道の駅甲斐大和施設の設置目的を理解し、指定管理業務及び地域住民等との連携を円滑、安全に実施する責務を担う。
- (3) 勤務体制
 - 施設の管理運営に支障がないよう配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。
- (4) 研修等
 - 従事者等の資質を高めるため、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に関する研修等の実施に努めること。
- (5) その他
 - ア 指定管理業務実施前に、従事者等の名簿を市に提出すること。

- イ 従事者等が負傷、疾病その他の理由により業務遂行に支障がある場合は、速やかに交代要員を確保すること。なお、従事者に変更があった場合には、随時、報告をすること。
- ウ その他従事者等の労務管理、安全衛生管理等については、関係法令を遵守し、適切に行うこと。

11 指定管理料等

指定管理者が道の駅甲斐大和施設の管理運営を行うために要する指定管理料は、市からの委託料を充てる。

なお、指定管理料の精算は行わないものとする。

(1) 指定管理料の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごととし、指定管理者の請求に基づき市が支払う。支払時期や支払い方法は、指定管理者から提出された事業計画及び収支予算書に基づき、協定で定める。

(2) 本市が指定管理者に支払う委託料の上限

本市が指定管理者に支払う委託料の指定管理期間を通しての上限は、指定管理者候補の提案額に基づき算出される額とし、平成27年12月議会の議決により決定する。

(3) 本市が支払う指定管理料に含まれるもの

ア 人件費（給料、交通費等）

イ 事業費（条例に規定される事業の実施費用、広報費用、ホームページ作成維持管理等に係る経費）

ウ 施設費（消耗品費、光熱水費、施設管理負担金（施設保守点検・法定点検等）損害賠償保険等）

エ 管理費（業務全般の総合調整に関する経費、福利厚生費等）

オ 消費税相当額

(4) その他

ア 毎年度の委託料は年度協定で定めることとし、特別な事情がない限り、決定した指定管理料は変更しない。

イ 特別な事情があるとして委託料を変更した場合においても、委託料の総額は債務負担行為の額の以内とする。

12 金銭管理、経理事務

(1) 経理区分の明確化

指定管理にかかる業務の経費及び収入は、指定管理者が行っている他の事業と区別し、明確にすること。

(2) 監査

監査委員等が市の事務を監査するのに必要があると認める場合、市は帳簿書類その他の記録を指定管理者に提出させるとともに、監査会場への出席を求め、実地に調査することができる。

13 業務の継続が困難となった場合における措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。その場合の措置については、次のとおりとする。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 期間を定めて改善を指示する場合

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して事業報告書の提出及び実地調査等を行い、期間を定めて改善策を提出させ、改善を指示することができる。

② この結果、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、市は指定管理者の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

イ 期間を定めないで業務の全部又は一部の停止を命じる場合

① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、事業の継続が著しく困難になり、市が事業の継続を明らかに断念せざるを得ないと判断した場合、期間を定めないで業務の全部、又は一部の停止を命じることができるものとする。

(2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 不可抗力等による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、業務の継続が困難と判断した場合は、市はその指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとする。

(4) 前記の他、業務の継続が困難となった場合の措置については、双方が誠意を持って協議する。

14 準備業務について

(1) 指定期間開始前の準備については、その時点の管理者（市又は現在の指定管理者）と協議し、準備を行うものとする。

(2) 市は、準備業務が円滑に行えるよう協力するものとする。

(3) 市議会において、指定議案が否決された場合、それまでに指定管理者（候補者）が負担した準備経費等は補償しない。

15 業務引き継ぎについて

指定期間終了もしくは指定が取り消されたときは、施設を指定管理開始前の状態に復して次期指定管理者又は市に引き継ぐものとする。業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な資料を提出すること。

なお、引継ぎに係る業務のために支出した費用について、市は一切負担しない。

16 その他

(1) 市主催事業等への協力等

ア 市が主催する事業等には、積極的に協力すること。

イ 行政刊行物や類似公共施設のチラシの配置及びポスター掲示等に協力すること。

(2) 行政財産の目的外使用

条例で定めている業務以外で使用する場合の取り扱い（行政財産目的外使用）自動販売機・売店などを設置する場合は、毎年度、市長に目的外使用申請書を提出し、許可を受け、市が指定する使用料を支払わなければならない。その場合は、設置に係る費用は指定管理者が負担するものとし、売上に伴う収入は指定管理者のものとする。

(3) その他

この仕様書に定めのない事項並びに指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意を持って協議し決定するものとする。

【別表】「7 市及び指定管理者が危険を負担する範囲」関係

項 目		市	指定管理者
法令、政策等 の変更	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制法の成立など	○	
	市の指示、議会の議決(否決)等による事業の中止・延期・変更など	○	
	上記以外の要因による業務内容の変更(不可抗力を除く)		○
不 可 抗 力 (※)	不可抗力による業務の変更、中止	○	
	不可抗力により第三者に与えた損害	○	
	不可抗力による事故時の適切な処理		○
	不可抗力による市所有の施設、設備、備品等の損害(ただし、 〇〇万円未満で可能な修繕は指定管理者が行う)	○	
	不可抗力による指定管理者所有の設備、備品等の損害		○
施設損傷	市の責任に帰すべき理由による事故、火災等により施設が損傷	○	
	指定管理者の責任に帰すべき理由による事故、火災等により施設が損傷		○
	第三者の事由による理由による事故、火災等により市の施設、 設備、備品が損傷	○	
	第三者の事由による理由による事故、火災等により指定管理者の 施設、設備、備品が損傷		○
維持管理費	設置条例の規定の改正、施設の増設又は一部廃止、大幅な物 価変動、災害の発生等、特別な事情により協定書を改定した とき	協議による	
第三者賠償	市の責任に帰すべき理由による事故により第三者に与えた損 害	○	
	指定管理者が行う管理に起因する事故により第三者に与えた 損害		○
	上記以外の理由により第三者に与えた損害	状況による	
再委託管理 責任	指定管理者が締結する契約の相手方の管理等		○

※暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱暴動など双方の責任でない自然的、人為的な現象

道の駅甲斐大和施設設置及び管理条例

平成 17 年 11 月 1 日

条例第 117 号

(設置)

第 1 条 地域産業の振興と市民の福祉の向上及び都市との交流を図ることを目的に、広く一般のための施設として、道の駅を設置する。

(名称、種類及び位置)

第 2 条 道の駅の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

名称	種類	位置
道の駅甲斐大和	レストラン	甲州市大和町初鹿野2248 番地
	軽食・売店コーナー	
	情報・休憩コーナー	
	トイレ	
	駐車場	甲州市大和町初鹿野2245 番地2
農産物加工体験施設		

(使用料)

第 3 条 特定の目的をもって道の駅甲斐大和（以下「道の駅」という。）の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、市長が定める道の駅の利用に係る料金（以下この条において「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 既に収入として収受した使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰することができない理由により施設を利用することができなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(休業日)

第 4 条 道の駅の休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は、その翌日）

(2) 12月27日から翌年の1月3日までの日

(3) その他市長が必要と認める日

（利用の制限）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは制限することができる。

(1) その利用が公益を害し、又は風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) その利用が施設を汚染し、又は破損するおそれのあるとき。

(3) その他市長が施設の管理に支障があると認めるとき。

（損害の賠償）

第6条 故意又は過失により、道の駅の施設又は設備器具を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第7条 道の駅の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、道の駅の休業日を変更し、若しくは別に定めることができる。

3 第1項の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第8条 前条第1項の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 利用の許可に関する業務

(2) 施設及び設備器具の維持保全に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 指定管理者は、法令、条例又は条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に道の駅の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第10条 市長は、第7条第1項の規定により道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条第1項の規定により利用者が納付する料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させる。

2 利用料金については、第3条第1項中「市長が定める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て定める」と、同条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特別の理由があると認め、市長の承認を得たときは」として、同条の規定を適用する。

(委任)

第11条 この条例は、施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の道の駅甲斐大和施設設置及び管理に関する条例（平成7年大和村条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(甲州市農産物加工体験施設設置及び管理条例の廃止)

2 甲州市農産物加工体験施設設置及び管理条例（平成17年甲州市条例第106号）は、廃止する。

道の駅甲斐大和実績

収支実績

(単位:千円)

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	指定管理料	2,916	2,700	2,160
	事業収入(売店、軽食等)	143,018	151,784	144,816
	事業収入(レストラン)	22,525	411	0
	その他収入	4,548	6,131	4,111
収入合計(A)		173,007	161,026	151,087
支出	管理運営経費	171,002	156,911	156,295
支出合計(B)		171,002	156,911	156,295
収支(A)-(B)		2,005	4,115	-5,208

施設利用実績

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設利用者数	148,298	155,312	142,979

農産物加工体験施設

収支実績

(単位:千円)

項目		平成29年度	平成30年度	令和元年度
収入	指定管理料	0	0	0
	利用料金収入	166	40	1,273
	その他収入	7,977	7,437	0
収入合計(A)		8,143	7,477	1,273
支出	管理運営経費	7,795	8,360	1,088
支出合計(B)		7,795	8,360	1,088
収支(A)-(B)		348	-883	185

施設利用実績

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設利用者数(体験者数)	83	20	49

道の駅甲斐大和施設の管理に関する基本協定書

甲州市（以下「甲」という）と道の駅甲斐大和施設の指定管理者〇〇（以下「乙」という。）とは、道の駅甲斐大和施設の管理に関し、甲州市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年甲州市条例第2号。以下「指定手續条例」という。）第9条の規定により、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

この協定は、仮協定とし、甲が甲州市議会の議決を経て、乙を本施設の指定管理者として指定することにより、当該指定の日に次の条項を内容とする本協定が締結されるものとする。

ただし、甲州市議会の議決が得られないときは、甲は、乙に対して不指定処分を行うものとし、当該不指定処分により、この協定は無効となるものとする。この場合において、甲乙双方とも、相手方に対して損害賠償等の要求は行わないものとする。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本協定は、道の駅甲斐大和施設を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の意義）

第2条 甲及び乙は、道の駅甲斐大和施設の管理に関して甲が指定管理者の指定を行うことの意義は、（民間事業者である）乙の能力を活用しつつ、利用者である市民等に対するサービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることにあることを確認する。

（公共性等の尊重）

第3条 乙は道の駅甲斐大和施設の設置目的、指定管理者の指定の意義及び指定管理者が行う管理に関する業務（以下「管理業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、尊重するものとする。

（信義誠実の原則）

第4条 甲及び乙は、互いに協力し、信義に従い、本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第5条 本協定で用いる用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（管理物件）

第6条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙2のとおりとする。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

3 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(協定及び指定の期間)

第7条 この協定の期間は、乙を道の駅甲斐大和施設の指定管理者に指定した日から指定管理期間の末日までとする。

2 甲が乙を道の駅甲斐大和施設の指定管理者に指定する期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日とする。

(事業年度)

第8条 管理業務に係る事業年度（以下「年度」という。）は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 管理業務の範囲と実施

(管理業務の範囲等)

第9条 乙が行う管理業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 道の駅甲斐大和施設のそれぞれの設置及び管理条例に定める設置目的達成の実施に関する業務
- (2) 道の駅甲斐大和施設の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) 道の駅甲斐大和施設の利用の受付及び案内に関する業務
- (4) 道の駅甲斐大和施設の利用の許可に関する業務
- (5) 道の駅甲斐大和施設の利用の促進に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務

2 前項各号に掲げる管理業務の詳細については、別記1の管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(休業日等の変更について)

第10条 乙は、道の駅甲斐大和施設設置管理条例平成17年11月1日甲州市条例117号及び106号（以下「施設条例」という。）に規定する道の駅甲斐大和施設の休業日について変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けるものとする。

2 乙は、前項の規定により休業日を変更する場合は、施設利用者等への十分な周知を図るものとする。

(管理業務の実施)

第11条 乙は、管理業務の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働関係法令、指定手続条例、施設条例、その他関係法令を遵守するとともに、本協定、指定期間中の事業年度ごとに別に定める協定（以下「年度協定」という。）、募集要項等及び乙が提出した指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に従って適正に管理業務を実施するものとする。

2 本協定、募集要項等及び申請書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、募集要項等、申請書の順にその解釈が優先するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、申請書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、申請書に示された水準によるものとする。

(目標指標)

第12条 乙は、管理業務を行うに当たっては、次の目標指標が達成できるよう努めなければならない。

- (1) 甲州市大和町地域が有する豊かな自然と中山間の特性を生かし、観光と特産品販売を軸に地域の情報発信及び活性化活動と就業機会の創出を図るという設置目的に基づき、管理・運営を行うこと。
- (2) 地元の産業の農林業の振興に寄与し、地域の特産物を優先して取り扱い、地域に活力をもたらすように努めること。
- (3) 甲州市の東の玄関口として、情報発信の場としての役割を果たし、サービスの向上に努めること。
- (4) 地元住民の雇用を優先的に行うよう努めること。
- (5) 公共施設としての機能と役割を十分保ち、広く利用を促進できるように努めること。

(開業準備)

第13条 乙は、指定期間の開始の日（以下「指定開始日」という。）前に、管理業務の実施に必要な資格及び能力を有する人員を確保し、必要な訓練、研修等を行わなければならない。

- 2 乙は、必要と認める場合には、指定開始日前に、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 乙は、第1項及び第2項に規定する開業の準備に要する乙の費用を負担するものとする。

(第三者による実施)

第14条 乙は、管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に甲の承諾を受けた場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

- 2 乙は、前項の規定により管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、当該第三者との契約書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。契約を更新し、又は変更した場合も同様とする。
- 3 乙が第1項の規定により管理業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の費用と責任において行うものとし、管理業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び追加費用（以下「損害等」という。）については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害等とみなして、乙が負担するものとする。

(管理施設の現状変更)

第15条 増築、改築、移設、改造その他の管理施設の現状変更については、甲がその費用と責任において実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙の必要により、管理施設の現状変更をしようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けた上で乙の負担により実施するものとする。
- 3 前項の規定により現状変更を行ったときは、遅滞なく甲の確認を受けなければならない。

- 4 第2項の場合において、当該現状変更部分に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は、将来にわたってその権利を主張しないものとする。

(管理物件の維持補修)

第16条 施設の設置の目的の達成に必要な機能を維持するために必要な管理物件の修繕は、甲が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理物件の修繕のうち小規模（見積額が1件につき30万円（消費税及び地方消費税を含む）未満。）のものについては、当該年度における総額が30万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲において、乙がその費用と責任において実施するものとする。この場合において、当該部分に係る所有権は甲に帰属するものとし、乙は、将来にわたってその権利を主張しないものとする。
- 3 第1項の規定により甲の負担と責任により実施することとなる管理物件の修繕について、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、甲乙協議の上、甲の負担において乙に実施させることができる。

(管理施設の滅失等)

第17条 乙は、管理施設が滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する滅失又は損傷が自己の責めに帰すべき事由による場合は、乙の負担で速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(甲による備品等の貸与)

第18条 甲は、別紙2に掲げる備品等（Ⅰ種）を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、指定期間中、備品等（Ⅰ種）を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 甲は、備品等（Ⅰ種）が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなったときは、乙との協議により、必要に応じて自己の費用で当該備品等（Ⅰ種）と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達するものとする。
- 4 乙は、故意又は過失により備品等（Ⅰ種）を滅失し、又は損傷したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対しこれを弁償し、又は自己の費用で当該備品等（Ⅰ種）と同等の機能及び価値を有するものを購入し、若しくは調達するものとする。

(乙による備品等の購入等)

第19条 乙は、別紙2に掲げる備品等（Ⅱ種）を、自己の費用により購入又は調達し、管理業務の用に供するものとする。

- 2 乙は、備品等（Ⅱ種）が経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなったときは、自己の費用で当該備品等（Ⅱ種）と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達するものとする。
- 3 乙は、第1項に定めるもののほか、乙の任意により備品等を購入し、又は調達することにより、管理業務の用に供することができるものとする。（この項の規定により購入し、又は調達した備品を以下「備品等（Ⅲ種）」という。）

(利用の許可等)

第20条 乙は、施設条例第8条に規定する利用許可の手続を行うに当たっては、甲州市行政手続条例（平成17年甲州市条例第5号。以下「行政手続条例」という。）の規定に従わなければならない。

- 2 乙は、行政手続条例に基づき、利用許可申請に対する処分について、管理業務を開始する前に、甲と協議の上、その同意を得て審査基準及び標準処理期間（以下「審査基準等」という。）を定め、管理業務開始後直ちに、道の駅甲斐大和外1施設の申請受付窓口に備え置かなければならない。
- 3 乙は、前項の審査基準等について、閲覧に供する等により施設利用者への十分な周知を図るものとする。
- 4 乙は、利用許可申請に対して不許可処分を行うときは、当該申請者に対して、不許可処分を行う理由を示さなければならない。
- 5 乙は、利用許可申請に対して不許可処分を行う場合、当該申請者に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを行うことができる処分であることについて教示しなければならない。
- 6 前項の規定において乙が教示を行う内容は、別紙3のとおりとする。
- 7 乙は、利用許可申請に係る乙の審査状況及び処分の時期の見通しについて、当該申請者から情報の提供を求められた場合は、これに応じなければならない。

（文書の管理）

第21条 乙は、乙の役員及び職員（以下「役職員」という。）が管理業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、乙の役職員が組織的に用いるものとして乙が管理しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの及び文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録を除く。以下「文書」という。）について、文書の管理に関する規程を定め、適正に管理しなければならない。

- 2 乙は、前項に規定する規程を定めるときは、あらかじめ甲と協議し、その同意を得なければならない。規程を改めるときも同様とする。
- 3 乙は、指定の期間が満了し、又は指定が取り消されたときは、文書の管理について甲の指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第22条 乙は、管理業務の実施に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

- 2 乙は、管理業務に従事する者に対し、管理業務に従事する期間及び従事しないこととなった以後の期間において管理業務の実施に伴い知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用しないよう、必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の保護等）

第23条 乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び甲州市個人情報保護条例（平成17年甲州市条例第8号）の規定の趣旨に則して、別記「個人情

報の取扱いに係る特記事項」を遵守し、管理業務の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理及び管理業務の実施に関して乙が保有する個人情報の開示等のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項の措置に関して必要な事項を定めた規程を定めるものとする。
- 3 乙は、前項に規定する規程を定めるときは、あらかじめ甲と協議し、その同意を得なければならない。規程を改めるときも同様とする。

(情報の公開)

第24条 乙は、甲州市情報公開条例（平成17年甲州市条例第7号）の規定の趣旨に則して、管理業務の実施に関して乙が管理する文書の適正な公開を行うものとする。

- 2 乙は、前項に規定する文書の公開を行うに当たり、情報の公開に関する規程を定めるものとする。
- 3 乙は、前項に規定する規程を定めるときは、あらかじめ甲と協議し、その同意を得なければならない。規程を改めるときも同様とする。
- 4 乙は、利用者が必要とする情報を的確に把握し、その適切かつ有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

(緊急事態等の対応)

第25条 乙は、施設又は施設利用者の事故及び災害等の不測の事態（以下「緊急事態等」という）の発生を想定した危機管理。体制を整備するとともに、安全管理マニュアルを策定しなければならない。

- 2 乙は、随時、従業員等への研修及び緊急事態等の対応について訓練等を行い、危機管理体制及び安全管理マニュアルを周知徹底しなければならない。
- 3 乙は、危機管理体制及び安全管理マニュアルの点検を随時行うとともに、消防署等関係機関から改善の助言又は指導があった場合は直ちに改善しなければならない。
- 4 乙は、危険箇所の早期発見に努め、発見した場合は迅速に適切な措置を行うものとする。
- 5 乙は、緊急事態等が発生した場合には、安全管理マニュアルに従い、迅速かつ適切に必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生を速やかに通報しなければならない。
- 6 乙は、緊急事態等が発生した場合には、甲と協力してその原因調査にあたるものとする。

(会計の区分)

第26条 乙は、管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して行わなければならない。

- 2 乙は、管理業務に専用の銀行口座を開設し、管理業務の実施に係る支出及び収入を適正に管理しなければならない。

第3章 業務実施に係る甲の確認等

(業務計画書)

第27条 乙は、本協定の期間における年度ごとに、あらかじめ次に掲げる事項を記載した業務計画書を作成し、各年度の前年度の3月20日までに甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画（自主事業及びサービス改善提案事業を含む。）
- (2) 人員配置計画
- (3) 収支計画

2 甲及び乙は、業務計画書を変更しようとするときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（モニタリングの実施）

第28条 甲は、乙が行う業務の実施状況を把握し、道の駅甲斐大和施設の良好な管理運営を確保するため、次に掲げるモニタリングを実施するものとする。

(1) 定期モニタリング

乙は、毎月終了後15日以内に、業務に関する次に掲げる事項を記載した業務報告書を提出するものとし、甲は、提出された業務報告書により、乙が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

- ア 管理業務の実施状況に関する事項
- イ 自主事業の実施状況に関する事項
- ウ サービス改善提案事業に関する事項
- エ 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項
- オ 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等
- カ 利用者からの苦情とその対応状況
- キ 施設設備の維持管理状況
- ク その他甲が指示する事項

(2) 随時モニタリング

甲は、必要があると認める場合には、各業務の遂行状況を随時確認するものとする。

- 2 甲は、前項の規定によるモニタリングの実施に際して、乙に対して業務報告書の内容若しくはそれに関連する事項についての説明を求め、又は実地に調査することができる。
- 3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 乙は、モニタリングの実施に係る乙の費用を負担するものとする。
- 5 モニタリングの結果、乙の業務実施が本協定に定める条件等を満たしていない場合は、甲は、乙に対して業務の改善等のために必要な勧告を行うものとする。
- 6 乙は、前項の規定による勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じるとともに、処置状況について甲に報告するものとする。
- 7 甲は、乙が第5項の規定による勧告に応じない場合又は前項の規定による処置状況の内容が本協定に定める条件等を満たしていない場合には、乙に対して改善を指示し、期間を定めて、改善計画を提出させ、及びその実施を求めることができる。
- 8 前項の場合において、甲は必要に応じて、年間の委託料の10分の1以内で乙との協議により算定する違約金相当額を乙に支払わせることができる。
- 9 前項の違約金相当額は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。
- 10 乙が、第22条に規定する秘密の保持の義務及び第23条に規定する個人情報の保護の措置を講じる義務に違反する等の重大な違反があった場合には、乙は、甲に対して当該違反のあった年度の委託料の10分の1に相当する金額を違約金として支払わな

ればならない。この場合において、当該違約金は損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

(乙による利用者満足度の調査等)

第29条 乙は、施設利用者の満足度を調査するため、アンケート等により施設利用者の意見・苦情等を聴取するとともに、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の調査結果に基づき、施設利用者の利便性の向上を図る上での課題を分析し、速やかに業務改善策をとりまとめ、実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による業務改善の実施状況について自己評価するものとする。

(事業報告書)

第30条 乙は、毎年度終了後、業務に関し、2ヶ月以内に次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

(1) 管理業務の実施状況に関する事項

(2) 自主事業の実施状況に関する事項

(3) サービス改善提案事業の実施状況に関する事項

(4) 管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況に関する事項

(5) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等

(6) 利用者満足度調査に基づく課題分析の結果、業務改善の実施状況及び自己評価

(7) 施設設備の維持管理状況

(8) その他甲が指示する事項

2 乙は、第44条及び第45条の規定により年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合には、指定が取り消された日から1か月以内に、指定が取り消された日までの当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

3 甲は、第1項による事業報告書の内容が、本協定に定める条件等を満たしていない場合は、乙に対して業務の改善等のために必要な勧告を行うものとする。

4 乙は、前項の規定による勧告を受けた場合は、速やかにそれに応じるとともに、処置状況について甲に報告するものとする。

5 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、乙に対して説明を求めることができるものとする。

6 甲は、乙が第3項の規定による勧告に応じない場合又は第4項の規定による処置状況の内容が本協定に定める条件等を満たしていない場合には、乙に対して改善を指示し、期間を定めて、改善計画を提出させ、及びその実施を求めることができる。

7 前項の場合において、甲は必要に応じて、年間の委託料の10分の1以内で乙との協議により算定する違約金相当額を乙に支払わせることができる。ただし、委託料が発生しない場合は、管理業務に係わる対価の10分の1以内で乙との協議により算定する違約金相当額を乙に支払わせることができるものとする。

8 前項の違約金相当額は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

(評価の実施及び公表)

第31条 甲は、毎年度終了後、第28条に規定するモニタリングの実施及び前条に規定する事業報告書の審査により、乙の業務の実施状況について評価を行い公表するものとする。

第4章 委託料及び利用料金

(指定管理に伴う委託料)

第32条 甲は、管理業務実施の対価として、乙に対して委託料を支払う。

- 2 指定期間を通じて甲が乙に対して支払う委託料の総額（消費税及び地方消費税を含む）は、令和2年第3回甲州市議会定例会における令和2年度甲州市一般会計補正予算として議決される当該施設の管理業務に係る指定管理料としての債務負担行為の限度額を上限とするものとし、各年度の委託料の額、支払い方法等の詳細は、第56条に規定する年度協定に定めるものとする。

(委託料の変更)

第33条 甲又は乙は、指定期間中に災害等により委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更の協議を申し出ることができるものとする。

- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

(利用料金)

第34条 乙は、本施設の利用に係る利用料金（以下「利用料金」という。）をその収入として収受することができる。

- 2 利用料金は、乙が、施設条例第6条第1項の規定により、施設条例別表に定める額の範囲内において定めるものとする。

ただし、その決定又は改定については、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により利用料金を定めたときは、施設利用者等への十分な周知を図るものとする。

第5章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償等)

第35条 乙は、管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害等を与えた場合は、その損害等を賠償しなければならない。

- 2 乙が、管理業務の実施において、乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、甲は、その損害を賠償しなければならない。ただし、国家賠償法の適用がないものについては、この限りでない。

- 3 前項の規定により、甲が、損害を受けた第三者の求めに応じて損害を賠償したときは、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

- 4 甲は、乙による管理業務の実施において、甲の責めに帰すべき事由により乙又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

(保険)

第36条 甲は、次に掲げる保険に加入しなければならない。

(1) 施設に係る火災保険

- 2 乙は、次に掲げる保険に加入しなければならない。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 第三者賠償保険

3 前項に定める保険の内容は、別記1の仕様書の記載のとおりとし、甲を追加被保険者とするとともに交叉責任担保追加特約を付帯すること。

4 乙は、第2項の規定により保険契約を締結したときは、契約書の写しを速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(不可抗力発生時の対応)

第37条 不可抗力により管理業務の実施に支障が生じた場合、乙は、それを除去するため早急に対応措置をとり、かつ、当該不可抗力により発生する損害等を最小限にするよう努めなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第38条 不可抗力により損害等が発生した場合、乙は、その内容や程度の詳細を甲に通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受けた場合、損害等の状況の確認を行った上で乙との協議を行い、不可抗力の判定を行うとともに、費用負担等を決定するものとする。

3 不可抗力により乙に損害等が発生した場合、当該費用については、第16条第2項前段の規定による場合を除いて、甲が負担するものとする。なお、乙が加入する保険によりてん補された金額相当分については、甲の負担に含まないものとする。

4 不可抗力により甲に損害等が発生した場合、当該費用については甲が負担するものとする。

5 不可抗力により第三者に損害が生じた場合、甲は、損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第39条 前条第2項の規定による協議の結果、不可抗力の発生により管理業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は、不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用相当分を委託料から減額することができるものとする。

第6章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 乙は、指定管理者として更新されない場合は、道の駅甲斐大和外1施設の管理が円滑に実施されるよう、甲又は甲が指定する者に対して業務の引継ぎを行わなければならない。

この場合において、引継ぎの方法その他引継ぎに際し必要な事項については、別途協議するものとする。

2 乙は、指定管理者として更新されないことが確実となった場合においても、本協定の期間が満了するまでの間、次年度以降の道の駅甲斐大和外1施設の管理が円滑に実施されるよう、道の駅甲斐大和外1施設の利用促進に関する業務等について、仕様書に定めるとおりに実施しなければならない。

3 甲は、必要と認める場合には、指定の期間の満了前に、乙に対して甲又は甲が指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 4 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 5 乙は、第1項及び前項に規定する引継ぎ等に要する乙の費用を負担するものとする。

(原状回復義務)

- 第41条 乙は、指定管理者として更新されない場合は、管理施設を甲の指定する期日までに、原状に回復し甲の確認を受けた上で甲に引き渡さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、管理施設の原状回復は行わずに、別途甲が定める状態で甲に対して管理施設を引き渡すことができるものとする。
 - 3 甲は、乙が正当な理由がなく第1項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、甲が乙に代わって原状に回復するために適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(備品等の扱い)

- 第42条 乙が指定管理者として更新されない場合の備品等の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 備品等（Ⅰ種）については、甲の指定する期日までに、乙は、甲の確認を受けた上で、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
 - (2) 備品等（Ⅱ種）及び備品等（Ⅲ種）については、甲の指定する期日までに、原則として乙が自己の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合、乙は、甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

第7章 指定期間満了以前の指定の取消し等

(業務の継続が困難となった場合の措置等)

- 第43条 乙は、管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、遅滞なく甲に報告しなければならない。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して改善を指示し、期間を定めて、改善計画書を提出させ、及びその実施を求めることができる。
 - 3 不可抗力その他乙の責めに帰することができない事由により管理業務の継続に著しい支障が生じた場合は、甲及び乙は、管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

- 第44条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
- (1) 乙が、管理業務の実施に際し不正な行為を行ったとき。
 - (2) 乙が、甲に対し虚偽の報告等をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - (3) 乙が、本協定及び年度協定に定める事項について正当な理由なく、その定めるとおりに履行せず、又はこれらに違反したとき。

- (4) 乙が、第28条第7項、第30条第6項及び前条第2項の規定による改善の指示に対して、甲が指定する期間内に改善計画を提出せず、又は改善計画に定められた事項を実施しなかったとき。
 - (5) 乙の倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立又は手形交換所による取引停止処分をいう。）又は財務状況の著しい悪化により、乙による管理業務の遂行が困難と認められるとき。
 - (6) 乙が、暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益となる活動を行う団体であると認められるとき。
 - (7) 乙が、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められるとき。
 - (8) 乙の組織的な違法行為により著しく社会的信用を損なう場合等、乙に管理業務を行わせておくことが社会通念上不相当であると認められるとき。
 - (9) 乙が、次のいずれかに該当し、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を甲に申し出たとき。
 - ア甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき。
 - イ乙の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になったとき。
 - (10) 甲が、道の駅甲斐大和施設を廃止又は休止するとき。
 - (11) 甲が、道の駅甲斐大和施設を、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条第1項の避難施設として
 - (12) 甲が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項の災害応急対策（以下この号において「災害応急対策」という。）の実施のため、道の駅甲斐大和外1施設を使用するとき、又は甲以外の災害応急対策を実施する者の使用を認めたとき。
 - (13) その他必要と認められるとき。
- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害等が生じたときは、前項第9号ア又は第10号から第12号までのいずれかに該当する場合を除き、甲は、その賠償の責めを負わない。

（不可抗力による指定の取消し）

第45条 甲は、第43条第3項の規定による協議の結果、管理業務の継続が困難と認められたときは、指定の取消しを行うものとする。

2 前項の規定による指定の取消しによって発生する損害等の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（委託料の返還）

第46条 甲は、第44条の規定により指定を取り消したとき若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は前条の規定により指定を取り消したときは、委託料の全部又は一部を乙に支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

（指定期間終了時の取扱い）

第47条 第40条から第42条までの規定は、第44条又は第45条の規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、甲と乙が合意した場合は、この限りでない。

(違約金)

第48条 乙は、第44条第1項第1号から第8号及び第9号イ並びに第13号のいずれかに該当することにより指定管理者の指定の取り消し、辞退及び撤退があった場合は、当該年度の指定管理に伴う委託料の10分の1に相当する額を違約金とする。ただし、委託料が発生しない場合は、前年度の管理業務に係わる対価の10分の1に相当する額を上限として違約金を甲乙双方の協議により定める。その請求を受けた日から30日以内に、甲に支払うものとする。

2 指定管理者の指定から指定管理業務開始前日までの間又は当該年度の翌年度以降の残存指定管理期間に係る指定の取消し、辞退及び撤退にあっては、第32条で定める債務負担行為の額を残存指定管理期間の年数で除した額の10分の1に相当する額をもって違約金とする。ただし、委託料が発生しない場合は、前1項に定めるとおり前年度の管理業務に係わる対価の10分の1に相当する額を基準に違約金を算定する。

3 乙は、前2項による違約金の請求を受けた日から30日以内に、甲に支払うものとする。

4 第1項及び第2項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しないものとする。

第8章 その他

(リスク分担)

第48条 本協定本文に定めのあるもののほか、管理業務に関する甲及び乙とのリスク分担は、別記3「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙両方で協議の上、リスク分担を決定するものとする。

(重要事項の変更の届出)

第49条 乙は、甲州市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年甲州市規則第3号。以下「指定手續規則」という）第8条の規定に基づき、乙の名称、主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、指定手續規則第2号様式による指定管理者変更事項届出書により、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第50条 乙は、本協定によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(運営協議会の設置)

第51条 甲及び乙は、管理業務を円滑に実施するため、甲乙協議の上別に定めるところにより、情報交換や業務の調整を図る運営協議会を設置することができる。

(自主事業)

第52条 乙は、指定申請書で提案した自主事業について、その責任と費用により実施しなければならない。

2 乙は、前項に定めるもののほか道の駅甲斐大和施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、その責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

3 乙は、自主事業を実施する場合は、第27条に規定する業務計画書にその内容を記載しなければならない。

4 乙が自主事業を実施するに当たり、甲は、乙と協議の上、当該自主事業の実施条件等を別に定めることができるものとする。

(請求、通知等の方法)

第53条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、承諾、承認及び取消は、原則として書面により行うものとする。

(協定の変更)

第54条 管理業務の実施に関し、その前提となる条件の変更等の特別な事情が生じたときは、甲と乙の協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(年度協定)

第55条 各年度の管理業務及びサービス改善提案事業の内容並びにこれらに係る委託料の額及び支払い方法については、年度協定において定めるものとする。

(解釈)

第56条 本協定の規定に基づく書面の受領、届出、説明若しくは報告の要求及びその実施、並びに実地調査の実施を理由として、甲が乙の責任において行うべき管理業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

(合意管轄)

第57条 本協定に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第58条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲

所在地 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

名称 甲州市

代表者 甲州市長 鈴木 幹 夫 印

乙（指定管理者）

所在地

名 称

代表者

印

【共同事業体方式の場合の追加・変更】

共同事業体方式の場合、以下の部分を追加・修正する。

(代表団体の地位)

第〇条 乙の代表団体は、乙を代表して、甲との折衝及び委託料の請求及び受領を行うものとする。

(各構成員の責任)

第〇条 乙の代表団体及び各構成員は、この協定の規定に基づき乙が負担する一切の債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(重要事項の変更の届け出)

第〇条 乙の代表団体及び各構成員は、甲州市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年甲州市規則第3号。以下「通則規則」という）第8条の規定に基づき、その名称、主たる事務所の所在地又は代表者に変更があったときは、通則規則様式第4号による指定管理者変更事項届出書により、速やかにその旨を甲に届け出なければならない。

(指定期間中における構成員の変更の禁止)

第〇条 乙の代表団体及び各構成員は、本協定によって生ずる権利若しくは義務を承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、甲並びに当該者以外の乙の代表団体及び各構成員の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 乙の代表団体及び各構成員は、指定期間中において、甲並びに当該者以外の乙の代表団体及び各構成員の承認がなければ、乙から脱退してはならない。

3 前項の規定により脱退した者がある場合又は乙の代表団体若しくは各構成員のうちいずれかが倒産し、又は解散した場合は、残存する乙の代表団体及び各構成員が共同連帯して管理業務を遂行し、又は甲の承認を受けて新たな構成員を加えなければならない。

【以下についても修正】

本協定を証するため、本書を（甲、乙の構成員の合計数）通作成し、甲、乙（乙の代表団体及び各構成員）がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年 月 日

甲

所在地 山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1

名称 甲州市

代表者 甲州市長 印

乙（指定管理者）

所在地

名称（グループ名）

代表団体 所在地

名称

代表者

印

構成員 所在地

名称

代表者

印

構成員 所在地

名称

代表者

印

別紙1 用語の定義（第5条関係）

- (1) 「募集要項」とは、道の駅甲斐大和施設指定管理者募集要項のことをいう。
- (2) 「募集要項等」とは、募集要項本体、募集要項添付資料（管理業務仕様書を含む）、及びそれらに係る質問回答のことをいう。
- (3) 「指定開始日」とは、条例に定める指定期間の開始日のことをいう。
- (4) 「仕様書」とは、道の駅甲斐大和及び甲州市農産物加工体験施設業務仕様書のことをいう。
- (5) 「自主事業」とは、第8条に規定した本業務以外の業務で、乙が自己の責任と費用において実施する事業のことをいう。
- (6) 「提案書」とは、本施設の指定管理者選定にあたり、乙が提出した指定管理者指定申請書のことをいう。
- (7) 「不可抗力」とは、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更及びその他甲乙の責めに帰すことができない事由をいう。なお、施設利用者の増減は、不可抗力に含まれないものとする。
- (8) 「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手続きを経て交付された行政機関の規程をいう。
- (9) 「利用料金」とは、管理施設の利用の対価として乙に支払われる施設利用料のことをいう。

別紙2（第6条、第18条、第19条、第42条関係）

道の駅甲斐大和施設管理物件

1 管理施設

- (1) 施設の名称 道の駅甲斐大和
 (2) 所在地 甲州市大和町初鹿野2248番地
 (3) 敷地面積 7,325 m²
 (4) 施設構成
 ア 直売所、案内所
 イ 食堂（鉄骨平屋建） 940 m²
 ウ 公衆便所（鉄骨平屋造） 100 m²
 エ 駐車場（アスファルト舗装） 1,940 m²
 オ 農産物加工体験施設 170 m²

2 管理物品

(1) 備品（Ⅰ種）

種類		数量	備考		
道の駅備品		一式			
種類	数量	備考	種類	数量	備考
アスファルト舗装		駐車場			
本館一階通路					
円形トイレ	一式				
食堂（トイレ、厨房）	一式				
売店	一式				
軽食売場	一式				
休憩室	一式				
事務室	一式				
農産物加工体験施設					

(2) 備品等（Ⅱ種）

種類	数量	備考

※施設の備品台帳、現状確認により適切に作成する。

道の駅甲斐大和施設の管理に関する 令和 年度協定書

甲州市（以下「甲」という）と〇〇（以下。「乙」という。）とは、令和2年〇月〇〇日に、道の駅甲斐大和施設の管理に関して締結した「道の駅甲斐大和及び甲州市農産物加工体験施設」の管理に係る基本協定書（以下「基本協定」という。）第55条の規定に基づき、平成〇〇年度の道の駅甲斐大和施設の管理に関する年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、令和 年度における道の駅甲斐大和施設の管理業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定の期間）

第2条 本協定の期間は、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までとする。

（管理業務等の内容）

第3条 令和〇〇年度の管理業務の内容は、〇〇施設の管理に関する基本協定書及び基本協定書第〇〇条の規定により定めた業務計画書記載の管理業務とする。

（委託料の額及び支払い方法）

第4条 甲は、乙に対し、平成〇〇年度の管理業務の委託料として、金〇〇〇円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を支払うものとする。

2 乙は、前項の委託料の支払いを、表1に定める請求期日に従い、甲に請求するものとし、甲は、乙の請求を受理した日から起算して30日以内に口座振込みの方法により支払うものとする。

【表1】の例示（詳細は指定管理者との協議により決定すること）

区分	請求期日	請求金額
第1四半期	〇〇年〇〇月末	円
第2四半期	〇〇年〇〇月末	円
第3四半期	〇〇年〇〇月末	円
第4四半期	〇〇年〇〇月末	円
合計		円

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項については、基本協定によるものとする。基本協定にも定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

所在地 甲州市塩山上於曾1085番地1

名称 甲州市

代表者 甲州市長

印

乙（指定管理者）

所在地

名称

代表者

印